

大綱質疑 3 日（議案質疑の後に一般質問）

◆議案審議の充実について

目的：議案審議の充実
議会審議の活性化 } → 5 月議会にて試行

具体策 ○従来の大綱質疑は「議案質疑＋一般質問」であるが、5 月、11 月議会では、議案審議の場と一般質問の場を区別して設ける。
(2 月、8 月議会は、予算・決算議案が審議されるため、議案審議と一般質問の区別が困難)



大綱質疑（3 日）

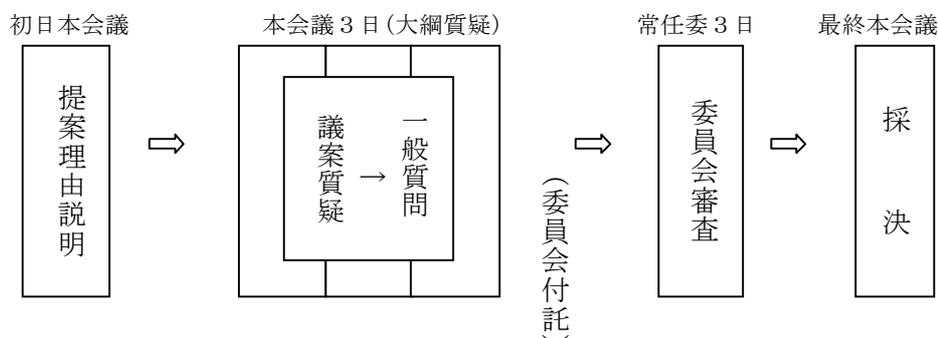
- 1 議案質疑
○議案質疑に限定して行う。
↓
- 2 一般質問（議案質疑終了後）
○より議案に対する議論を深めるため、一般質問の場で議案に関連した質問を行うことも可能とする。

※大綱質疑 3 日間における会派等の持ち時間（38 分×会派等人数（答弁時間を含む）、複数可（人数制限なし）などのルールは従前どおり。

※発言順序は、議案質疑・一般質問それぞれにおいて大会派順とし、2 巡目以降繰り返す扱いとする。なお、同一議員が、議案質疑と一般質問の両方を行うことは可能とする。

※2 日目の議運では、議案質疑・一般質問ごとに発言者名・発言予定時間を通告する。

【5 月、11 月議会イメージ】



※平成 25 年 5 月定例会において試行する。

ただし、問題等が発生した場合は、その都度議会運営委員会において協議する。

※試行後、問題点を検証の上、11 月議会に反映させていく。